

# はちのへ のうぎょうだより

平成 29 年 9 月号 No.517

のうぎょうだよりは八戸市農業委員会のほか、市内農協各支店でも配布しています。  
また、インターネットではフルカラーでご覧いただけます。  
○八戸市ホームページ  
<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

のうぎょうだより

検索



## 八戸市農業委員会新体制始動 会長は籠田氏、会長職務代理者は馬場氏に決定

八戸市農業委員会は、7月18日にプ  
ラザアーバンホールにおいて総会を開  
催しました。総会では、新体制におい  
て初めてとなる委員辞令交付式が行わ  
れ、新たに任命された19名の農業委員  
に、市長から辞令が交付されました。  
続いて、会長及び会長職務代理者の  
互選が行われ、会長に籠田悦子氏が、  
会長職務代理者に馬場豊氏が選出され  
ました。

前回に引き続き会長に選任された籠  
田氏は「これから改正農業委員会法に  
より八戸市農業委員会も新たな体制で  
スタートする。農業を取り巻く環境は  
厳しいが、みなさんと知恵を出し合い、  
協力して、農業者のために精一杯、誠  
心誠意努めていきたい」と今後の抱負  
を述べていました。

その後、農地利用最適化推進委員が  
地区ごとを選任され、市川・下長地区  
4名、上長・豊崎地区4名、館・是川  
地区4名、大館・南浜地区4名、南郷  
地区6名の全22名が決定しました。

また、総会では農業委員会を円滑に  
推進するための、農業委員会運営協議  
会の委員についても審議され、会長及  
び会長職務代理者のほか、農業委員が

ら3名、農地利用最適化推進委員から  
1名が決定しました。



会長職務代理者  
馬場 豊



会長  
籠田 悦子

### 八戸市農業委員会

農業委員 19名

農地利用最適化推進委員 22名

別紙の通り

### 農業委員会運営協議会委員

○会長 籠田 悦子

○会長職務代理者 馬場 豊

○農業委員 谷地 秀典

明戸 政勝

加藤 浩幸

○農地利用最適化推進委員  
齋藤 正人

### 中山間地域ふるさと

### 活性化事業新規地区募集

農村の活動に年間30万円の

物資を提供します

青森県では、農地や土地改良施設(農  
道・用排水路、ため池等)を活用し任  
意団体が行う活動(清掃活動や美化活  
動、イベント等)に対し、年間30万円  
程度の物資を3年間支援する事業を  
実施しており、平成30年度の支援団体を  
募集します。

詳しくはお問合せください。

募集期限 平成29年9月中旬

要件①農地や土地改良施設を活用  
要件②団体に指導員(活動を中心的に  
行い、県から物資や情報の提供を受け  
る人材)を置くこと

問三八地域県民局地域農林水産部

水利防災課

☎ 27-1288

農家の経営と生活に役立つ

全国農業新聞を  
読みましょう!

発行所 全国農業会議所  
購読料 1か月700円

毎週1回発行・自宅直送  
お申込みは農業委員会へどうぞ!  
(TEL 43-2111 内線4013)



■学校の特徴

地域農業の中核的担い手となり得る農業経営者及び農業を支える多様な人材の養成を目的とした県立の専修学校です。

自ら課題を決めて研究するプロジェクト学習や農家実習を中心とした実践教育のほか、大型特殊自動車やけん引免許（いずれも農耕車限定）、家畜人工授精師（畜産課程のみ）、毒物劇物取扱者（一般）などの資格取得の機会を設けています。

また、卒業生には専門士（農業専門課程）の称号が与えられるほか、4年制大学への編入学が可能です。

■修業年限  
2か年

■募集人員等  
畑作園芸課程、果樹課程、畜産課程  
70名（くくり募集）

■年間経費

(1)授業料 118,800円

(2)諸経費 650,000円

（教材費、各種資格試験受験料、実習服費、自治会費、後援会費、同窓会費、実費負担分（食費、寮光熱水

費等約30万円）を含む。）

※改定があった場合は、改定後の金額を適用します。

■募集日程

(1)推薦選考

・願書受付

平成29年10月4日(水)～18日(水)

・選考日

平成29年11月10日(金)

(2)一般募集

・願書受付

平成29年11月28日(火)～12月12日(火)

・試験日

平成30年1月19日(金)

※定員に満たない場合、二次募集試験を実施します。

■第2、3回オープンキャンパス  
平成29年10月28日(土)、29日(日)の営大祭と併催になります。営大に興味のある方は是非おいでください。(申込不要)

問青森県営農大 教務研修課

〒039-2598

上北郡七戸町字大沢48-8

☎0176-62-3112

ホームページ

[http://www.pref.aomori.jp/soshiki/nourin/einodai/top\\_page.html](http://www.pref.aomori.jp/soshiki/nourin/einodai/top_page.html)

フェイスブック

<https://www.facebook.com/einoudai/>

農地法関係の申請受付日等について

当委員会が設定している農地法第3、4、5条の許可申請・届出の受付期間等をお知らせします。申請内容や申請書類について、事前に農業委員会でご確認ください。

※平成29年度の年間予定については、農業委員会の窓口及びホームページへ掲載しています。

問農業委員会  
☎43-2111（内線4014）

農地法許可申請

申請月	受付期間	許可書の交付日	
		3条/4.5条 (30a以下)	4.5条 (30a超)
9月	9/11-9/20	10/16	11/7
10月	10/11-10/20	11/16	12/4
11月	11/13-11/20	12/14	1/5

農地法届出

申請月	締切日	交付日	締切日	交付日
9月	9/5	9/15	9/20	9/29
10月	10/5	10/13	10/20	10/31
11月	11/6	11/15	11/20	11/30

※他法令との調整により、変更となる場合があります。

EPA?FTA?TPP?

EUから輸入されるワインにかかると関税が撤廃されることは、皆さんもご存知のことと思います。これは日本とEUが交渉しているEPAで合意したものです。

EPAはEconomic Partnership Agreementの頭文字をとったもので、経済連携協定と訳されます。

これと似たものFTA (Free Trade Agreement) 自由貿易協定があります。こちらが主に関税をなくし、自由貿易を押し進めることを目的としているのに対し、EPAでは貿易の自由化に加え、投資の促進や知的財産の保護など、幅広い分野で経済関係を強化することを目指しています。また、先日アメリカが離脱を表明したTPPは、環太平洋地域での経済連携協定のこと。つまりTPPはEPAのひとつなのです。

日本はすでに多くの国とEPAを締結していますが、日本とチリのEPAでは、2019年にチリからのワインの関税を撤廃することが決まっています。近年チリは日本へのワイン輸出量を飛躍的に伸ばしており、これに危機感を抱いたEUが関税撤廃を急いだといわれています。



横文字の多い経済用語ですが、そこには国同士の駆け引きがあり、交渉結果の及ぼす影響は当事者だけに止まりません。今後交渉の行方注目です。

**認定農業者・認定新規就農者の皆様へ****農地等に係る特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例等の廃止と経過措置について**

農地を譲渡した場合は、その譲渡所得に対して所得税、住民税などが課せられます。これまで、認定農業者、認定新規就農者の方が、ある一定条件で農地等を買換えた場合、課税の軽減を受けることのできる税制特例が措置されていましたが、この特例は本年度で廃止されることとなっています。

ただし、経過措置により一定期間内に農業委員会に申出することで特例が適用されますので、農地等の買換えを予定している認定農業者、認定新規就農者の方はご注意ください。

問農業経営振興センター ☎27-9163

**特例の概要**

この特例については平成 29 年度税制改正により、原則、平成 29 年 12 月 31 日（法人の場合は平成 29 年 3 月 31 日）までの譲渡をもって適用を受けることができなくなります。

**○対象者**

個人：認定農業者または認定新規就農者  
法人：認定農業者

**○対象となる買換**

以下のいずれかの区域における買換  
①市街化区域内→市街化区域外の買換  
②農用地区域内→農用地区域内の買換

※ただし買換えは、譲渡した同年内に対象となる土地を取得し、更に取得の日から 1 年以内にその土地を農業等の用に供した場合

**○取得農地の要件**

以下のいずれか  
①取得農地の面積>譲渡した農地の面積  
②取得農地が自ら経営する農地の隣接地であること

**○特例による課税額**

・譲渡による収入金額よりも買換農地の取得額が高い場合→譲渡による収入金額の 20%相当部分に課税される

・譲渡による収入金額よりも買換農地の取得額が低い場合→取得価格の 80%を越える部分に課税される

**特例の詳細についてはお近くの税務署へお問合せください。**

**経過措置の概要**

以下の資産については現行の特例が適用されません。

**○個人の場合**

・平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間に譲渡する資産  
・平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間に、農業経営基盤促進法第 15 条第 1 項の規定により、農業委員会に対して利用権の設定等を受けたい旨の申出、または利用権の設定等について、あっせんを受けたい旨の申出をした個人が、平成 30 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間に譲渡する資産

**○法人の場合**

・平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、利用権の設定等を受けたい旨の申出等をした法人が、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に譲渡する資産

問農業委員会 ☎43-9448

**知って得する農業者年金**

**あなたの老後生活への備えは十分ですか？**

**★ 少子高齢時代に強い年金です。**

自ら支払った保険料とその運用益により年金額が決まる「積立方式・確定拠出型」の年金です。

**★ 保険料は自分で選べ、いつでも見直してできます！**

月額 2 万～6 万 7 千円の間（千円単位）で設定できます。

**★ 税制面で大きな優遇措置があります！**

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税になります。

**★ 認定農業者など一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります！**

※加入要件…①60 歳未満、②国民年金第 1 号被保険者、③年間 60 日以上農業に従事している方  
農業者年金に関するご相談は、最寄りの J A か農業委員会または農業者年金基金にお問合せください。

問 農業者年金基金 ☎03-3502-3942

編集発行 平成29年9月号 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市農業委員会 TEL 43-2111

内線4013 印刷部数4,300部 印刷経費1部あたり462円

# alis-ac 全国農地ナビ

Agricultural Land Information System Agricultural Committee

全国の農地情報の確認にはインターネットの「全国農地ナビ」をご利用ください。画面上の地図から農地の所在、地番をはじめ、地目、面積、所有者の意向などを調べることができます。

**全国農地ナビ** <http://www.alis-ac.jp/>

全国農地ナビは、市町村および農業委員会が整備している農地台帳と農地に関する地図について、運営・管理団体である全国農業会議所が、農業委員会などと公表事務にかかる委託契約を結んだ上で、農地法に基づき農地情報をインターネット上で公表するサイトです。

経営規模の拡大や新規参入に向けて農地を探している方にとって、大変有効なシステムとなっています。

**ぜひご活用ください!**



# 農地情報

新規の農地情報をお知らせします。詳細について確認したい方は、「全国農地ナビ」をご覧ください。新規以外の情報は折込チラシにございます。

農地転用・農地改良につきましては、農業委員会や農業委員にご相談ください。

問 農業委員会

☎ 43-2111 (内線4015)

## ■農地を売ります

	所在地			地目等	面積 (㎡)	希望価格
	大字	小字	地番			
①	河原木	谷地田	100-1	田 (農用地)	2,329	総額 12万円
			100-4		643	
②	櫛引	柳ノ木	4	田 (農用地)	1,540	応相談

## 県南果樹部参観デーを開催します

(地独) 青森県産業技術センター  
S211 研究所

日時 9月13日(水)

午前9時～午後4時

場所 りんご研究所 県南果樹部

三戸郡五戸町扇田字長下タ2

行事内容

① 圃場案内ツアー (午後1時から1時間程度) おうとう「ジュノハート」、ぶどう「シャインマスカット」、西洋なし「リーガル・レッド・コミス」についての解説

② 果樹試験圃場の公開 (午前9時～午後4時)

③ 果樹栽培相談所の開設 (午前10時～12時、午後2時～4時) 品種特性、栽培方法、病害虫防除等

④ 主要成果の資料展示・果実の展示 (午前9時～午後4時)

⑤ 所内生産物の販売 (午前9時～なくなり次第終了)

併設催事

① なし果実品評会 (青森県なし振興協会主催)

② 農業資材、地域農産物、農業図書などの展示と販売

問い合わせ先 県南果樹部

☎ 0178-62-4111



## 編集後記

台湾のお土産に金針花というものをもらいました。鮮やかなオレンジ色の花びらを乾燥させたもので、長さ5センチほど。細長く先がとがっていて、なるほど針という名もつなずけます。スープに入れて食べると聞いたので、さっそく料理してみました。味や香りはほとんどありませんが、シャクシャクとした歯ごたえが、少し食用菊に似ています。

いったい何の花かと調べてみたところ、ニッコウキスゲなどの、ワスレグサ科の植物の花だということがわかりました。鉄分が豊富で、体の熱を取る効能があり、台湾では漢方としても使われているそうです。また、自宅の庭のニッコウキスゲを調理して食べている、という人のブログも見つけました。種差海岸の夏を彩る花、というイメージだったので、まさかの食用に驚きました。

数年前に台湾を訪れた際には、食事がとてもおいしく、しかも日本人に親しみやすい味だったので、食文化が近いことを実感したのですが、まだまだ知らない味や食材がありそうで、またいつか行ってみたいです。

なお、野草などを自分で調理する場合は、種類をしっかりと確認し、適切な方法で入手したものをご使用くださいね!

のうぎょうだより担当 高橋